

小田原市人権施策推進懇談会（第3回） 会議録

■日 時 平成29年11月20日（月） 午前10時～午後12時

■会 場 小田原市役所本庁舎 3階 301会議室

■出席者

構成員： 田座長、植田構成員、大石構成員、佐宗構成員、高野構成員、土橋構成員、星崎構成員、泰田構成員、山岡構成員

小田原市（説明員）：【健康づくり課】：茂川副課長

【医事課】：石井副課長、濱野副課長

【高齢介護課】：小川主任

【生活支援課】：杉崎係長

【情報システム課】：石塚副課長、秀永主事

【地域安全課】：秋澤副課長、茱萸田主任

（事務局）：【人権・男女共同参画課】：奥津課長、菊地副課長、八木主査

■傍聴者 0人

■会議内容

報告事項

事務局（奥津課長）（報告）

本日は9名の出席者がおり、構成員2分の1以上出席していることから小田原市人権施策推進懇談会設置要綱第7条の規定により会議が成立したことを報告。続いて八木主査より本日の配布資料について確認した。

議題1「患者等の人権」に関する所管課の取組について

（1）健康づくり課からの報告

健康づくり課（茂川副課長）（資料をもとに説明）

健康づくり課の業務内容としてインフルエンザや食中毒等の感染症についての注意喚起等情報提供、新生児等予防接種に関する啓発、特定健康診査、がん検診及び健康増進教室等各種事業について説明をした。

植田構成員（質問）

予防接種を嫌がる親御さんに対してどのように指導しているのか。早期発見は生存率も高く乳がん検診はもっと若い年齢から受けられるようにしてもよいと思う。また前立腺がんなど男性特有の疾患について理解が低いように感じる。

健康づくり課（茂川副課長）（回答）

予防接種は強制ではないのでお勧めという形をしている。大抵の方は受けているが、受けていない方に対して乳幼児健診などの場で勧奨している。また未受診の方に通知もしている。各がん検診の対象年齢は国の指針に基づいて実施している。若い方など公費対象とならない方については健康教育などで理解を深めていただけるよう努力している。現在男性保健師が二名在籍しており男性に対する相談体制も整えている。

（2）医事課からの報告

医事課（石井副課長・濱野副課長）（資料をもとに説明）

児童や老人、障がい者等虐待や配偶者などからの暴力により身体的・精神的に傷つけられていると思われるような患者の外来診療・入院時の十分な観察を実施している。また小田原市立病院では開院以来「患者様の権利」を設定し、患者本位の医療の提供を行っている。

植田構成員（質問）

市立病院ではないが、私の父の話で薬の飲み合わせが悪く違う薬を要望したところ先生が不機嫌となり結局あきらめて引き下がった。「諦めなくていいんだよ」と周知するなにかがあると良いと思う。

医事課（濱野副課長）（回答）

しっかり患者さんの側に立って意思決定の支援をしていく必要があると思う。「お薬手帳」というツールを有効活用していただきたいが、持参を忘れてしまうこともある。そんな時我々が中間に入り橋渡しをしていきたいと考える。

医事課（石井副課長）（回答）

補足すると病院としてはあらゆる部門において「気付き」をしようとしている。最近のある事例で、患者さんにアザがあり医師・看護師等対応したばかりである。

山岡構成員（質問）

患者さんは切羽詰まって受診する。医師の言ったことについて反対することはなかなかできない。結果的に治ってからあの時こうやっていればという話はよくある。

吉田座長（質問）

外国人の受診について市内の連携している医療機関に、通訳等言葉の対応、ノウハウについて対処を発信しているのか。

医事課（濱野副課長）（回答）

市立病院は2つの側面があり、一医療機関であり、地域の医療機関を支援する立場でもある。通訳の派遣をお願いする場合現在横浜のミックかながわさんをお願いしている。また会話集などを活用している。

植田構成員（意見）

患者さんのことを思うと、病院内に通訳者の採用枠を設けて常駐が望ましいと考える。

医事課（石井副課長）（意見）

（医療の現場は）普通の会話とは違う。実際の資格を持った方は安心感がある。

大石構成員（意見）

医療現場での通訳は難しい。痛みであっても「鈍いような痛み」もあれば「刺すような痛み」もある。グローバル化が進む中で人材の養成をしないと間に合わなくなる。今後医療機関においては多言語の対応が求められる。特に少子化がすすむなかで重要事項と言えるのではないか。

（3）高齢介護課からの報告

高齢介護課（小川主任）（資料をもとに説明）

小田原医師会が運営する地域医療連携室に対する支援について説明。介護現場、包括支援センター等に情報提供を行っている。

植田構成員（意見）

このような情報が独居の高齢者にも届くと良いと思う。地域医療連携室からの情報(ポスター等)は、意外にも調剤薬局からは得られない、そこから何かを知ることが出来ればよいと思う。

高齢介護課（小川主任）（回答）

確かに言われるとおりで高齢者が集まるところなど普及させていきたいと思う。

山岡構成員（意見）

転入されてきた人たちなどにもそういったことが周知されるといいですね。

吉田座長（質問）

経済的理由で受診が難しい方などは行けば相談に乗ってくれるのか。あるいはどこに行けば相談に乗ってくれるのか。

事務局（小川主任）（回答）

報告書の中にはそれに関する事項が掲載されていないのでわからないが今後把握していきたい。

議題2「ホームレスの人権」に関する所管課の取組について

生活支援課からの報告

生活支援課（杉崎係長）（資料をもとに説明）

生活支援課の業務内容として「ホームレス実態に関する概要調査」「生活保護での医療面での支援」「ホームレス支援団体と連携した巡回事業」「庁内各課と連携した小田原市ホームレス問題連絡会議の開催」の各概要について説明した。

植田構成員（質問）

様々な理由でコミュニケーションを取ることが難しい方の対応はどうしているのか。また、資料中事業概要の中で「ホームレスが急迫した状況にある場合は・・・」とあるが、この急迫とはどんな状況なのか。

生活支援課（杉崎係長）（回答）

通院をしている方であれば病院のソーシャルワーカーを通じて対応したりする。必要に応じて第三者の介入もあるが、かなりプライバシーに踏み込むことになるのでケースバイケースの対応となるし、第三者を入れざるを得ない場合もある。次に「急迫性がある場合」とはであるが、路上で倒れているなど我々が医療機関と調整し対応する場合などである。ホームレス支援で一番悩むところをご本人の拒否にあったときである。無理やり公用車に乗せて受診させるかどうか判断に苦しむときがある。

泰田構成員（意見）

我々も訪問ヘルパーとして支援したことがある。はじめは受け入れできないような方でも一週間経つととても穏やかになってお食事も温かいものを差し上げて、結局一ヶ月二ヶ月後に亡くなられてしまったが、温かい支援は必要で今後も続けていただきたい。

山岡構成員（質問）

もう何年も(小田原)駅前に寝転んでいる女性が居て、本人の生存権もわかるのだが、他市から来られた方からすると環境的に良いイメージはないようだ。いろいろと方策されたのはわかるのだけれど何か解決策はないものかなと考えてしまうのだが。

生活支援課（杉崎係長）（回答）

かなり難しい。

植田構成員（質問）

訪問診療という形はいかがか。

生活支援課（杉崎係長）（回答）

過去に女性の保健師が帯同するなど何十回と対応した。怒鳴られたこともある。一般論だが強制的に何かできるとしたら措置入院といったところか。

吉田座長（質問）

例えば小中学生がからかったり、火をつけたりなど他市の事例であるが、取り組みとして子どもを夜間の巡回などに帯同してどういう支援を行っているか、を見せる、という取り組みなどは行っていないのか。

生活支援課（杉崎係長）（回答）

小田原市の生活支援課としてはないが、協力体制にある支援団体のメンバーには学校の先生とか在籍しており中学生などが活動に参加しているという話を聞いたことがある。

植田構成員（意見）

真正面からその人の今見えているところだけ見ても解決策は見えてこないと思う。理詰めでもうまくいかずホームレスの方は何かしら心に傷を持ち、そこを上手く解きほぐすことができれば支援につながる。推測でもいいから事例検討会などで次の人の支援につながっていくものと思う。ああすればいい、こうすればいいのではなく寄り添うしかない。仮に強制排除しても厳しい。

生活支援課（杉崎係長）（回答）

強制排除しても別のところに行くだけで問題解決にはならない。無料宿泊所はあくまでも仮の措置である。

山岡構成員（意見）

資料中(ホームレスに関する概数調査)、平成29年1月調査では20人とあるが、この方達はずっと何年にも渡っていられる方達か。前回の調査にも該当した方達か。数十名いたのが20名に減ったということは正しくやるべきことは実行され、支援団体の方も一生懸命やってくれると思う。残っている20名というのは相当難しいのだなと感じた。ああすればいい、こうすればいいというわけではなく、寄り添うしかないのかなと思う。仮に強制排除してもまた戻ってくると思う。

事務局(杉崎係長)(回答)

強制排除しても別のところに行くだけで問題解決にはならない。

山岡構成員(回答)

粘り強く寄り添っていくしかないと思う。新しい方がある程度いない、ということは取り組みが上手く行っているものと思う。新しい支援の仕組みを考えながら現状の取り組みをやっていって欲しい。

大石構成員(意見)

保安処分的なことは社会として気を付けなければいけない。歴史的に見て異質な存在を排除するようなことはよくない。接して本人とよく話をすることが重要である。目で見て邪魔だとなると、やまゆり事件などにつながっていきかねない。中学生などがホームレスを襲撃することなどもあったので若い人などひとつの人権の問題として考えていくことか必要である。

星崎構成員(質問)

数字のことでお聞きしたい。その20名方々の大体の年齢層は把握されているか。

生活支援課(杉崎係長)(回答)

正直申し上げて正確な数字は把握できていない。昨今は若い方も増えており女性もいるシングルもある。親子については見たことがない。

土橋構成員(意見)

親子については児童相談所で説得している。一回で、とかでは無理だが子どもさんがいるとやはり説得に応じる。

植田構成員(意見)

日本ではみなさん通報してくれる。海外の環境の厳しい国では明らかに放置されてしまう。

生活支援課(杉崎係長)(意見)

人数は流動的で常に動いている。

大石構成員（質問）

マンガ喫茶のようなところにいる把握しづらいホームレスもいるのではないか。

生活支援課（杉崎係長）（回答）

面接調書などを読むとマンガ喫茶を転々としていよいよ食べるものがなくなり保護の申請をする人がたくさんいる。

植田構成員（意見）

車の中で生活している方もカウントしているのか。

生活支援課（杉崎係長）（回答）

数に入れている。支援団体と協力して命の危険がありそうな場合制度の利用を強く推奨する。

大石構成員（質問）

支援団体に対する助成はしているのか。

生活支援課（杉崎係長）（回答）

金銭的サポートはしていない。連絡を蜜にして行動しているので必要性について検討しなければならぬと思っている。

吉田座長

時間の関係で次の議題に入る。ありがとうございました。

議題3「インターネット等による人権侵害」に関する所管課の取組について

情報システム課からの報告

情報システム課（石塚副課長）（資料をもとに説明）

情報システム課の業務として「インターネット安全教室」（=市民対象）及び「情報セキュリティー研修」（=職員対象）の概要について資料に基づき説明した。

植田構成員（質問）

不正アクセスやデータの乗っ取り、何らかの事件、事故でサーバが落ちてしまったとき、ハッキングされ、市役所のホームページが書き換えられてしまったとき等の具体的対策はあるのか。また情報システム課の職員は何人いて充足されているのか？

情報システム課（石塚副課長）（回答）

ハッキング等の対策であるが、まず「入られない」対策をしている。今全国自治体がインターネットと直接つながらない、「3分割」するという対策に取り組んでいる。理論的に分離している。全国自治体は原則「一つの接続口」例えば神奈川県内の市町村で言うと、KCクラウドという接続口を置いてここが一箇所のみである。そこで24時間専門職員により監視している。

吉田座長（質問）

その「3分割」について詳しく説明して欲しい。

情報システム課（石塚副課長）（回答）

環境を3分割したということ。①インターネット環境、②通常事務で使っている環境、③窓口業務で取り扱う個人情報、である。外部から自分の事務に必要な情報を取り入れる場合必ず承認が必要となる。続いて情報システム課の職員体制は全部で8人である。

山岡構成員（質問）

今年から市の職員の個人メールが変わったかと思うが、その関係か。

情報システム課（石塚副課長）（回答）

そのとおりである。インターネットをまず分離しようと総務省からの通知に基づき実施した。小田原市としては個人メールを使えない形とした。

山岡構成員（質問）

課に届いたメールは課の中で共有できると思うがそこから転送などできるのか。できるとしたら課の中で留まるのならよいが外部に行ってしまうとまずいのではないか。

情報システム課（石塚副課長）（回答）

可能である。そのチェック関門であるが外から取り入れる場合上司がチェックする形となり中から外に出す場合も上司がチェックする。内部的に転送するとなるとそこについてはチェックはしていないが。基本的には情報が外にもれないようにするという形を取っている。

山岡構成員（質問）

情報システム課さんの所管ではないかもしれないが、先程のインターネット安全教室についてであるが、どちらかという教育委員会さんが子どもさんに対してスマホの使い方とかそういう教育をして欲しいなと思う。

佐宗構成員（意見）

それは教育委員会のサイドでカリキュラムの中で実施している。ただなかなかひとりひとりが大人より先に技術を獲得していくので実際は難しい。小学校の5年生くらいから教育を始めている。

吉田座長

本日は時間がなく、大変申し訳ないが「犯罪被害者等の人権」は次回とさせて頂く。